

健 発 1129 第 2 号
平成29年11月29日

公益社団法人全日本病院協会会长 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく病院等による届出について

今般、標記について、各都道府県知事に対し、別添のとおり、依頼をしましたので、貴職におかれましても、その内容についてご理解いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別添)

健 発 1129 第 1 号
平成 29 年 11 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく病院等による届出について

平成 28 年 1 月 1 日に施行された「がん登録等の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。)は、がんの発生状況や治療後の経過等、がんの罹患の状況を把握・分析すること等を目的として、全国がん登録の実施やこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、がん登録等により得られた情報の活用等について定めているところである。

このうち、全国がん登録については、全ての病院及び都道府県知事により指定された診療所(以下「病院等」という。)は、法第6条第1項に基づき、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたときは、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

また、都道府県知事は、法第8条第1項に基づき、病院等から届出がされた届出対象情報について、審査及び整理を行った上で、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

一方、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 137 号)第 10 条では、「厚生労働省令で定める期間」については、『「当該病院等において、当該がんの初回の診断が行われた日」の属する年の翌年の 12 月 31 日まで』である旨、規定しているところである。

即ち、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの届出対象情報については、本年 12 月 31 日までに、病院等から当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこととされているので、貴職におかれでは、あらためて、これらのことについて了知の上、届出対象情報について審査及び整理、並びに全国がん登録データ

(別添)

ベースに記録されるべき登録情報の厚生労働大臣への提出等に、遺漏なきを期されたい。

なお、届出対象情報の届出が行われなかつた場合には、都道府県知事は、法第 7 条に基づき、病院の管理者に対し、届出の勧告及び公表の措置をとることができることとされているほか、法第 16 条においては、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができることとされているので、念のため、申し添える。

また、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、法第 10 条及び第 13 条に基づき、都道府県知事に対して、がんに罹患した者の氏名、がんの種類等の事項に関する調査を行う必要がある旨を関係都道府県知事に通知し、当該通知を受けた都道府県知事は、その調査結果を厚生労働大臣に報告するものとされているので、留意されたい。

以上のか、法に係る貴職の事務については、平成 27 年 10 月 13 日付け、11 月 12 日付け、12 月 28 日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡『「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について(その1～その3)』を参照されたい。

事務連絡
平成 27 年 10 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 1）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

1. 審議会等について（法第18条第2項関係）

問1 法第18条第2項の審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）は、①地方自治法第138条の4第3項に基づく機関に該当するのか、②新たに立ち上げる必要があるのか、③条例を制定する必要があるのか、④審議会等へ意見を聴く必要がない場合も平成28年1月1日に立ち上げる必要はあるのか、⑤審議会等に都道府県職員を含めることは可能か。

答 ①該当する。

②法第18条第3項の要件を満たせば必ずしも新たに立ち上げる必要はない。

③法第18条第3項が地方自治法に基づく審議会等の設置の根拠規定となることから、都道府県において必ずしも新たに条例を制定する必要はない。

④都道府県知事が、審議会等の意見を聴くことが必要となるのは、以下の場合であり、これらの行為を行う必要が生じるまでは審議会等を設置する必要はない。

（1）都道府県がん情報の利用

- ・ 都道府県知事による利用等（法第18条第2項）

法第18条第1項第3号の規定により、同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め、都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用または提供する場合

- ・ 市町村等への提供（法第19条第2項）

都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報を提供する場合

- ・ その他の提供（法第21条第10項）

調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供する場合（同条第8項）

調査研究を行う者へ匿名化した情報の提供する場合（同条第9項）

（2）都道府県がんデータベース

- ・ 都道府県データベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大する場合（法第22条第2項）

- ・ 都道府県がん情報を匿名化するとき（法第22条第4項）

- ・ 届出対象情報以外のがんの情報（法第22条第1項第2号に規定）を保有する者を政令第6条第2項第9号の規定に従って指定するとき（政令第6条第3項）

（3）権限及び事務の委任

- ・ 法第24条（都道府県知事の権限及び事務の委任）に規定する、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき（政令第8条第2項）

⑤審議会等は都道府県知事が意見を聴く機関であり、一般的には外部組織に所属している者で構成されることが望ましい。なお、地方自治法第202条の3第2項で、構成員は非常勤であることが求められている。

問2 法第18条第2項に定める審議会等、法第22条第2項に定める審議会等、及び法第24条第1項の政令で定める者の指定に関して意見を聞くべき審議会等は同一の審議会等でなければならないか。

答 法第18条第3項の要件を満たせば必ずしも同一である必要はない。一般に、審議会等の機能は整理、合理化されていることが望ましく、類似する機能のものが併存することについては、各都道府県で適切にご判断頂きたい。

問3 法第24条第1項の政令で定める者の指定に関して意見を聞くべき審議会等は、「法第18条第2項に規定する審議会」と同じか。

答 そのとおり。法第24条第1項の政令で定める者の指定については、政令第8条第2項の「あらかじめ、法第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない」とする政令第6条第3項の規定を準用する。

問4 政令附則第3条に基づき、施行日前に審議会等の意見を聞いた場合、法第24条第1項の政令で定める者について施行日前に指定してもよいか。

答 認められない。

問5 医療機関への説明は法第24条第1項に掲げる事務に該当するか。

答 該当しない。よって医療機関への説明の事務を委任する際、審議会等の意見を聞くことは不要。

問6 法第24条第1項に掲げる権限及び事務の一部を委任する者を指定しようとする場合も審議会等の意見を聞くことは必要か。

答 必要。

問7 都道府県がんデータベース、都道府県がん情報、法第22条第1項第1号及び第2号に定める情報の関係如何。

答 添付資料1を参照。

2. 診療所の指定について（法第6条第2項関係）

問1 診療所の指定は隨時可能か。

答 可能である。但し、指定業務やデータベース管理を含む診断年管理が煩雑となるため、診療所の指定は各年1月1日付けでまとめて行うことが望ましい。

問2 診療所の指定は診療所の開設者の申請以外の方法も認められるか。

答 認められない。

問3 診療所の指定について厚生労働省に報告する必要はあるのか。

答 必要ない。

問4 法第16条に基づき、診療所に対して資料の提出等の協力を求める必要がある場合、指定されていない診療所に協力の要請をすることは可能か。

答 可能。

問5 指定されていない診療所から法第16条に基づき、資料の提出等を受ける際は、当該診療所を改めて指定する必要はあるのか。

答 必要ない。

3. その他

問1 病院等から届出がされた場合、都道府県知事は登録情報をいつまでに厚生労働大臣に提出する必要があるのか（法第8条関係）。

答 都道府県知事から厚生労働大臣への報告期限に関する定めはないが、省令第10条に定める届出を行う期間と同様、当該病院等における初回診断日の属する年の翌年の12月31日までに提出することが望ましい。

問2 届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所が届出を行わない場合、届出の勧告をする必要は無いのか。

答 病院は届出の義務があるのでに対し、診療所は開設者の同意を得て指定し、辞退も可

能であることから、届出を行わない場合も届出の勧告は行うことはできない。

問3 平成27年までの診断例は従前の地域がん登録として都道府県で運用してよいのか。

答 平成27年12月31日以前の診断例（従前の地域がん登録）は、法に基づかない届出であることから、その運用は、都道府県の実情に応じて対応することになる。ただし、法第22条に基づき、都道府県がんデータベースを整備する際に、従前の地域がん登録情報と都道府県がん情報を一体的に記録し、保存する場合は、法上の「都道府県がんデータベース」に係る適用を受けることになる。

問4 遊り調査に関して、病院等は調査に協力する義務はあるのか。

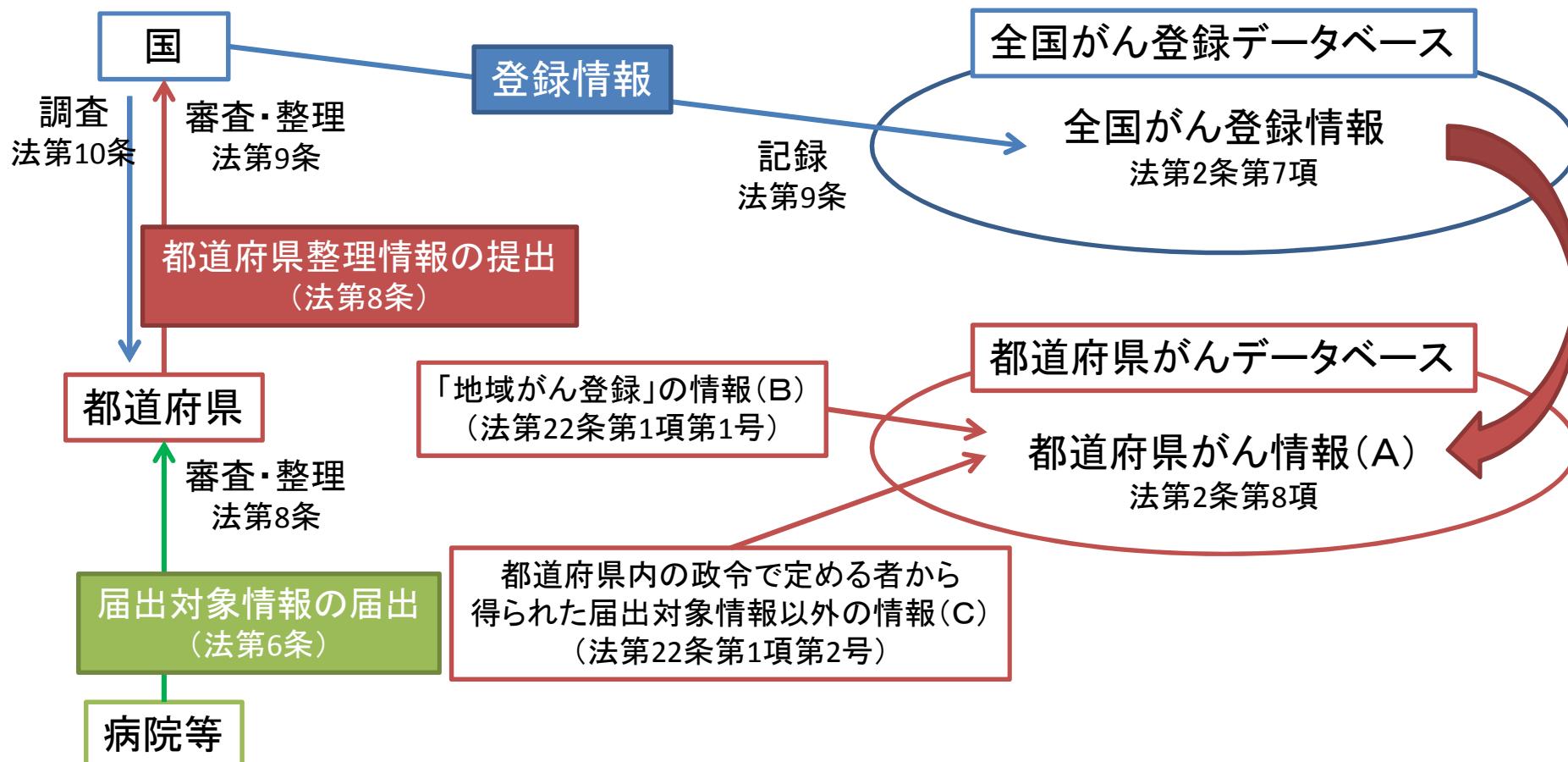
答 法第14条に基づき、厚生労働大臣が都道府県知事に死亡者新規がん情報を通知し、法第16条に基づき、都道府県知事が病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めた場合、当該病院等には法第6条に基づき、届出の義務がある。

問5 都道府県がん情報を5年を超えて保有する場合には、都道府県規則で定める必要があるのか。

答 必要。政令第9条第2項及び第10条第2項のただし書きに規定するように、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として都道府県の規則で定める必要がある。

全国がん登録情報と都道府県がん情報の関係

資料1



※都道府県がんデータベースの構成

都道府県がんデータベース

=

都道府県がん情報(A)

+

「地域がん登録」の情報(B)

+

地域の届出対象外の情報(C)

都道府県がんデータベースは必ずしも整備する必要はない

事務連絡
平成 27 年 11 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 2）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

手数料について（法第41条関係）

問1 法第41条第3項に都道府県が情報の提供を委任する場合は条例を定めることにより、当該委任を受けた者が手数料を徴収することができるとあるが、都道府県がみずから情報を提供する場合に、手数料を都道府県が徴収し、都道府県の収入とすることは可能か。

答 地方自治法第227条に基づき可能である。なお、この場合、地方自治法第228条に基づき条例を定める必要がある。

問2 情報の提供の事務の一部を委任する場合にも、情報の提供を受けた者に都道府県へ手数料を納めさせ、都道府県の収入とすることは可能か。

答 可能である。ただし、問1と同じく、地方自治法第228条に基づき条例を定める必要がある。

問3 平成27年12月31日以前に診断されたがんに関する情報を、都道府県が提供する場合には手数料を徴収することは可能か。

答 地方自治法第227条に基づき手数料の徴収が可能である。ただし、問1と同じく、地方自治法第228条に基づいて条例を定める必要がある。

問4 手数料を徴収する場合に、条例を平成28年1月1日から制定する必要があるか。

答 手数料を徴収するからといって、必ずしも平成28年1月1日に制定する必要はない。しかしながら、平成28年1月1日から手数料の徴収を開始する場合は、地方自治法第228条に基づき、同日までに条例を制定する必要がある。

問5 政令第12条第1号及び第2号において示されている手数料の算定根拠は何か。

答 政令第12条号第1号及び第2号に規定する費用については、それぞれ、以下の考え方に基づいている。

- ・第1号（1時間当たりの費用）

国立がん研究センターにおいて職員一人ががん登録情報の提供を行う場合に一時間あたりに要する費用

- ・第2号（交付の方法に応じた費用）

それぞれの媒体の価格として通常想定される額

診療所の指定について2（法第6条第2項関係）

問1 診療所からの申請書に、保険医療コードを記入する欄は必要か。

答 当省が示した申請書案は一例であり、保険医療機関コードは必須項目ではないが、申請書に記入された医療機関名が省略されるなどして、医療機関の同定が困難となる場合も想定されることから、必要に応じて保険医療機関コードを活用していただきたい。

問 2 指定された診療所を国が把握するために、当該診療所の一覧を提出する必要はあるか。

答 必要ない。なお、指定された診療所については、全国がん登録システム端末を通じて都道府県が管理することとなり、国もシステム端末を通じて確認可能である。

都道府県知事の権限及び事務の委任について（法第24条第1項関係）

問 1 政令第8条の「がん医療等について科学的知見を有する者として指定する者」について、公告等を行う必要はあるか。

答 必要ない。

病院等による届出について（法第5、6条関係）

問 1 政令第2条で定められた有用性が認められない届出について、病院等は届出をする必要はあるか。

答 必要ない。全国がん登録データベースに保存されない可能性があるが、各都道府県の判断で届出を受けることは差し支えない。

問 2 診療所の指定状態と遡り調査の対象の関係はどのようにになっているのか。

答 別添資料1を参照頂きたい。

都道府県がんデータベースについて（法第22条関係）

問 1 従前の「地域がん登録」を法の施行日以降に診断されたがんについても継続することは可能か。

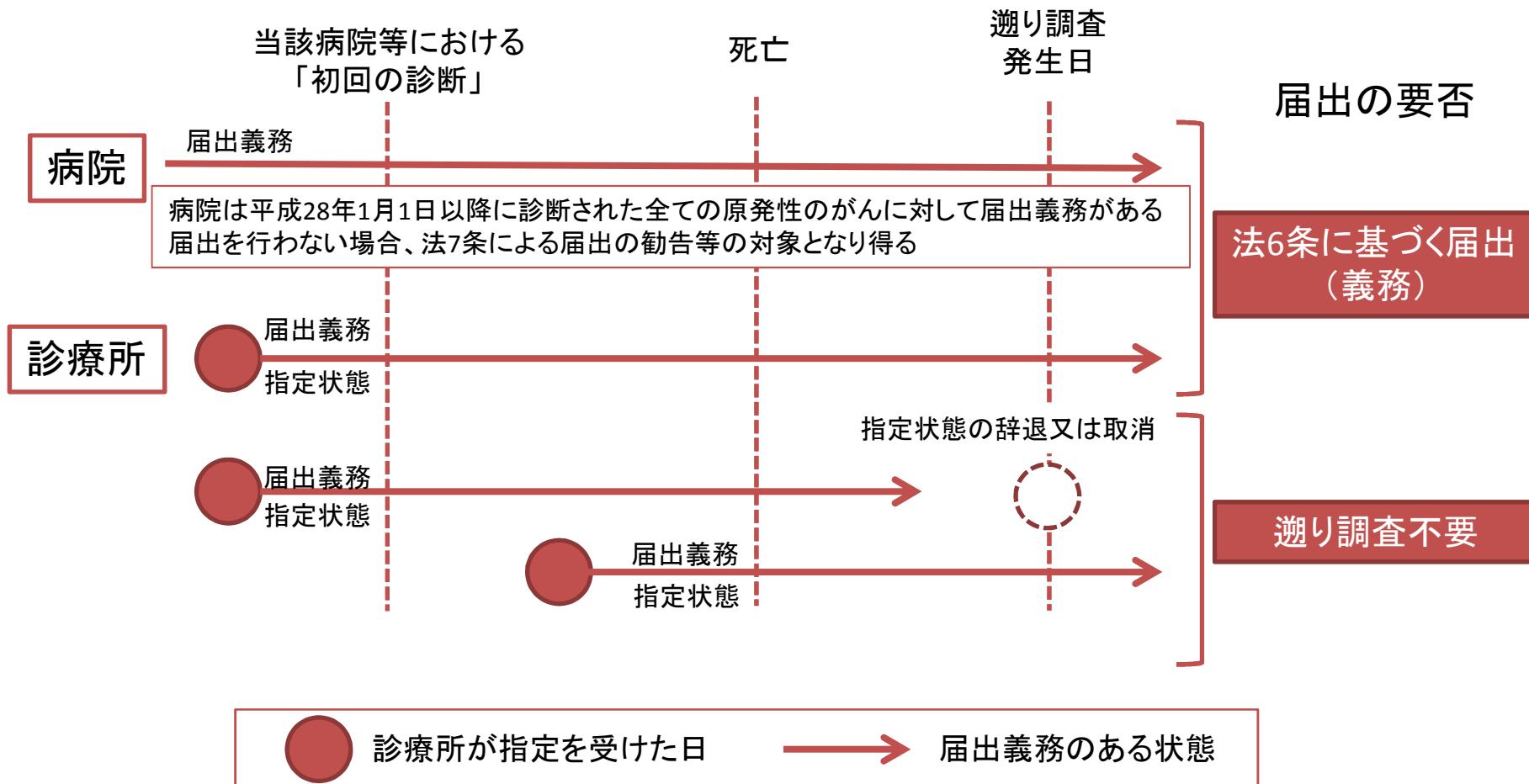
答 可能である。

問 2 従前の「地域がん登録」を法の施行日以降に診断されたがんについて継続した場合に、法の施行日以降に診断されたがんの「地域がん登録」情報を都道府県がんデータベースに記録、保存するときには、審議会等の意見を聴く必要はあるのか。

答 必要である。ただし、都道府県がんデータベースに保存する情報が、法の施行日前に診断されたがんに関する「地域がん登録」情報と都道府県がん情報である場合には、審議会等の意見を聴く必要はない。

資料1

遡り調査の整理



※遡り調査の法的根拠

死亡診断書作成に係る病院等

都道府県

国

法第16条に基づく協力の要請

法第14条に基づく通知

事務連絡
平成 27 年 12 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 3）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

病院等による届出について（法第6条等関係）

問1 省令第13条第1項第1号に、診療録に付した番号（以下、「診療録番号」という。）が届出対象情報に規定されているが、診療録番号を診療録に記載していない病院等においては、診療録番号を記入せず届出を行うことは可能か。

答 可能である。

問2 病院又は指定された診療所を廃止した後であっても、その管理者であった者に届出義務はあるのか。

答 当該の病院又は診療所を廃止した管理者は、廃止の日までに生じた法上の届出義務に対応しなければならない。

問3 病院の廃止後に届出義務の履行を怠った場合は、その管理者であった者は法第7条に規定された勧告等の対象となるのか。

答 特段の理由なく届出義務を懈怠すると認められる場合は法第7条の勧告等の対象となる。

診療所の指定について（法第6条第2条関係）

問1 都道府県知事が、指定の日から遡って診療所を指定することは可能か。

答 診療所からの適正な届出を受けた時点で指定するものであり、遡って指定することはできない。

都道府県がん情報の利用及び提供について（法第18条等関係）

問1 従前の「地域がん登録」の情報を都道府県がん情報と一体的に都道府県がんデータベースに記録、保存した場合において、「地域がん登録」の情報を都道府県知事が利用又は調査研究のために提供しようとするときには、審議会等の意見を聴く必要があるか。

答 必要ない。ただし、「地域がん登録」の情報については、法における利用及び提供に関する規定は適用されないが、法の趣旨を鑑みると都道府県がん情報に準じた取扱いを行うことが望ましい。

全国がん登録情報等の保有等の制限（法27条関係）

問1 病院等の管理者が届け出た届出対象情報を都道府県知事はいつまで保有してよいのか。

答 法第27条には、都道府県がん情報等については、利用又は提供に必要な期間を超えて保有してはならないとされており、その期間の目安は5年と考えられる。

送付例（案）

平成 29 年 ●月 ●日

各病院・指定された診療所 御中

○○県○○部○○課

「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項に基づく病院等による届出について

がん対策の推進につきましては、平素から、格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号)については、平成 28 年 1 月 1 日より施行され、現在、貴病院・診療所におかれでは、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの診断症例(以下「平成 28 年診断症例」といいます。)について、都道府県知事宛てに必要な届出を行っていただいているところですが、平成 28 年診断症例については、本年 12 月 31 日までに都道府県知事に届け出なければならないこととされているところです。

一方、貴病院・診療所から届出がされた届出対象情報について、都道府県知事は審査及び整理を行った上で、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を、厚生労働大臣に提出することとされていることから、今般、別添のとおり、都道府県知事に対し、厚生労働省健康局長通知が発出されたところです。

つきましては、貴病院・診療所におかれでは、平成 28 年診断症例について、期間内に都道府県知事に対し届出を行うとともに、万が一、都道府県知事から届出の勧告及び協力の要請等があった場合には、速やかに対応していただきますようお願いします。

また、届出の際には、「全国がん登録届出マニュアル 2016 2017 改訂版」の 50 頁を参考とし、個人情報保護に配慮して情報の移送を行っていただきますようお願いします。

<参考>

国立がん研究センターホームページ

・全国がん登録 届出マニュアル 2016 2017 改訂版

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/rep-manu.html

・全国がん登録への届出

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/e-rep/index.html

【問い合わせ先】

○○県 ○○部 ○○課

○○ ○○

TEL:

E-MAIL: